

(社) 日本建築家協会四国支部 協力会員規則

2012年5月12日 制定

第1条 (目的)

四国支部地域における建築関連各分野との交流・親善を通じて、技術・業務等の幅広い情報交換を行うことを目的とし、それらの活動を通じて、対社会への貢献を行うと共に、正会員・協力会員双方の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (入会)

当支部の目的・事業を支援、協力する法人及び個人で正会員の推薦を受け、役員会の承認を受けなければならない。

第3条 (協力会員の対象)

当支部が認める、総合請負施工を主としない建築生産関連の次に挙げる法人及び個人。

- (1) 建築生産関連材料・部品・機器などの製造会社及びその取付けなどの施工会社（建築材料・内外装材料・建具・照明器具・給排水器具・換気設備などの分野）
- (2) 設備工事施工会社（電気・空調・衛生などに関連する分野）
- (3) その他（造園・音響設備・舞台設備・昇降設備・家具・コンピュータソフト開発・CAD 関連・教育・出版等）

第4条 (入会申込方法)

当支部所定の申込書式に必要事項を記入の上、当支部に提出する。

第5条 (入会金及び会費)

- (1) 入会金は1社2万円とする。
- (2) 年会費は1社5万円とする。
- (3) 会費については、原則として毎年度当初に支部からの請求書に基づき、納入するものとする。

第6条 (担当会員制について)

入会に際し、1社1名の担当会員を登録し、入会後の登録、交流等は担当会員を通じて行う。

第7条 (協力会員の資格期間)

会員資格は当支部が会費を受領した月より発生し、資格の継続は毎年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

第8条 (資格の喪失)

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が消滅したとき。
- (3) 会費の滞納が1年を超え、且つ督促に対して事由なく応じないとき。

第9条 (退会)

会員が退会しようとするときは、当該年度までの会費を完納した上、退会届を支部長に提出する。

第10条 (協力会員の特典)

- (1) 当支部の主宰する大会・サロン・勉強会・見学会などへ参加できる。
- (2) 勉強会・懇親会などで会員と垣根のない交流ができる。
- (3) アポイントのある営業等の訪問に対して、会員は真摯に対応する。